

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【公表番号】特表2013-512172(P2013-512172A)

【公表日】平成25年4月11日(2013.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2013-017

【出願番号】特願2012-541102(P2012-541102)

【国際特許分類】

C 04 B	35/478	(2006.01)
B 01 D	39/20	(2006.01)
F 01 N	3/021	(2006.01)
F 01 N	3/02	(2006.01)
C 04 B	38/06	(2006.01)

【F I】

C 04 B	35/46	B
B 01 D	39/20	D
F 01 N	3/02	3 0 1 B
F 01 N	3/02	3 0 1 E
C 04 B	38/06	E

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月15日(2013.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) バッチ材料を調製する工程であって、

(1) 少なくとも1種類のアルミナ源、少なくとも1種類のチタニア源、少なくとも1種類のシリカ源、少なくとも1種類のストロンチウム源、少なくとも1種類の水和アルミナ源、および少なくとも1種類のカルシウム源に由来する粒子を含む無機材料であって、

前記少なくとも1種類のアルミナ源のメジアン粒径が9.0μm～11.0μmの範囲である、無機材料と、

(2) 少なくとも1種類のグラファイトおよび少なくとも1種類のデンプンに由来する粒子を含む細孔形成材料であって、

前記細孔形成材料が、上乗せ添加として、前記バッチ材料の20重量%未満からなり、

前記バッチ材料の少なくとも1つが、

(a) 11μm～15μmの範囲のメジアン粒径を有する少なくとも1種類のストロンチウム源の粒子；

(b) 10μm～14μmの範囲のメジアン粒径を有する少なくとも1種類の水和アルミナ源の粒子；

(c) 4.5μm～10μmの範囲のメジアン粒径を有する少なくとも1種類のカルシウム源の粒子；および

(d) 40μm～110μmの範囲のメジアン粒径を有する少なくとも1種類のグラファイトの粒子；

から選択されることを特徴とする、細孔形成材料と、  
を含むバッチ材料を調製する工程と、

(B) 前記バッチ材料から未焼成体を形成する工程と、

(C) 前記未焼成体を焼成してチタン酸アルミニウム含有セラミック体を得る工程と、  
を含む、チタン酸アルミニウム含有セラミック体の製造方法。

【請求項2】

前記チタン酸アルミニウム含有セラミック体が $13\text{ }\mu\text{m} \sim 15\text{ }\mu\text{m}$ の範囲のメジアン細  
孔径を有することを特徴とする請求項1記載のチタン酸アルミニウム含有セラミック体の  
製造方法。

【請求項3】

前記チタン酸アルミニウム含有セラミック体が、 $48\sim52\%$ の範囲の細孔率を有する  
ことを特徴とする請求項1または2記載のチタン酸アルミニウム含有セラミック体の製造  
方法。

【請求項4】

チタン酸アルミニウム含有セラミック体が220を超える破壊係数(MOR)を有する  
ことを特徴とする請求項1~3いずれか1項記載のチタン酸アルミニウム含有セラミック  
体の製造方法。

【請求項5】

前記チタン酸アルミニウム含有セラミック体が、800において6未満の熱膨張率(CTE)  
を有することを特徴とする請求項1~4いずれか1項記載のチタン酸アルミニウム  
含有セラミック体の製造方法。

【請求項6】

前記バッチ材料が酸化ランタンをさらに含むことを特徴とする請求項1~5いずれか1  
項記載のチタン酸アルミニウム含有セラミック体の製造方法。